

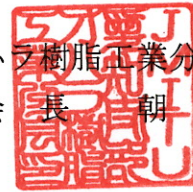
2021年 6月 14日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



賃金引上げに関する要求書（3）

当労組本年5月10日付「賃金引上げに関する要求書（2）」に対し貴社からのご回答はなく、無視されたままとなっています。重ねて再度下記要求致しますので、積極的かつ速やかなご回答を求めます。

記

- 1 賃金引上げは、「会社賃金規程【第4章 昇給】・【第1条】昇給は毎年1回、4月21日より行う。」と定めており、会社賃金規程に沿った昇給をされるよう求めると共に、昇給金額についてのご回答を本年5月18日17時30分までに、当労組分会宛て書面で為されるよう、重ねて要求致します。
- 2 賃金引上げは、2017年以降実施されていない為、既に要求している通り4年分を一括で、70,000円（17,500円×4年分）を要求します。呉々もこれを踏まえて、誠意ある有額回答を為されるよう、重ねて要求致します。
- 3 2020年12月21日開催の団体交渉席上で申し上げたように、貴社が就業規則、「会社賃金規程【第4章 昇給】・【第1条】昇給は毎年1回、4月21日より行う。」との定めを守って賃金の引上げを実施するまでの間は、当労組組合員や従業員に対して貴社就業規則の懲戒条項を一切適用されないよう求めます。

以 上